

WEEKLY

ツーリズムビジネス専門誌
週刊トラベルジャーナル

2016年1月18日発行(毎週月曜日発行)
第53巻第2号通巻2986号
1964年9月17日第三種郵便物認可



TRAVEL JOURNAL

Japan's No.1 Travel & Tourism Business Magazine
観光立国を支えるすべての人々に向けて

2016
1/18

キーワードで占う 2016年

民泊、サミットから
ベジタリアンまで



【誌上採録】

訪日マーケットの 現状と展望

黒須宏志氏(JTB総合研究所執行役員主席研究員)

【誌上セミナー】

中国人客の購買パワー獲得術 ファーストコンタクト

好評連載

視座

栗原博

(日本商工会議所流通・地域振興部長)

SCRAP

やっと黒字化したトーマスクック

ニッポン繁盛記

春山倫敏さん(コナカ・ザ・フラッグ)

ビジネスパーソンの日々雑感

石田言行(トリップビースCEO)

DATA

旅行業主要49社 10月の取扱状況



アセアン単一市場

イン・アウト両面で需要増

平林 潤 〈アクセント・アンド・マネジメント・コンサルティング・ジャパン・シニア・マネジャー〉

A セン経済共同体（AEC）の発足が東南アジアの旅行ビジネスに2つの側面で多大な影響を与える。

1つは日本からのアウトバウンド。日本人の観光はすでにAEC加盟国の大半がノービザでの渡航、あるいはアライバルビザの取得が基本的に可能なので、AEC発足による爆発的な影響は生じないだろう。だが、域内の「モノ」「ヒト」「サービス」の自由化により、移動環境を筆頭に観光関連インフラの充実が図られることは確実であり、域内の周遊が容易になり、旅行ルートの選択肢が大きく増えるだろう。

たとえば、域内の越境バスの運行はすぐに盛んになるとみている。東南アジアのなかで日本人旅行者数が首位の

タイに情勢不安があったことで、14年の東南アジアへの日本人旅行者数（上位6カ国計）は前年に比べ減少したが、16年は旅行ルートの多様化が後押しし、AEC全体の日本人旅行者数は500万人を確実に超えるだろう。

もう1つは日本へのインバウンド。訪日旅行に強い事業者が域内でのビジネスを拡大しやすくなることで、これまで手が届かなかった市場にリーチできるようになると見込んでいる。とりわけ、カンボジア・ラオス・ミャンマーの3カ国の富裕層は有力な未開拓市場だろう。これらに限らず、自由化による域内事業者の競争激化で、訪日旅行に強みを持つ旅行会社が従来リーチできていなかった市場を取り込んでいくことで、

●アセアンへの日本人旅行者数

	2013	2014
タイ	1,536,425	1,265,307
シンガポール	832,845	824,379
ベトナム	604,050	647,956
マレーシア	513,076	553,106
インドネシア	491,574	486,687
フィリピン	433,705	463,744
6カ国計	4,411,675	4,241,179
カンボジア	206,932	—
ミャンマー	68,761	—
ラオス	48,644	—
ブルネイ	—	—
合計	4,736,012	—

出典：日本旅行業協会「旅行統計」

*14年のマレーシアは同国政府観光局、同年のインドネシアは同国観光省の統計

すでに旺盛な東南アジアの訪日旅行意欲がさらに活発になる。

16年の訪日旅行市場は、AEC全体で見れば韓国や台湾に匹敵する300万人規模になるのではなかろうか。



ユニバーサルツーリズム

摩擦あれど市場拡大の契機

篠塚恭一 〈SPIあ・える俱楽部代表取締役〉

「い つでも、どこでも、誰にでも」「あまねく広く」を是とする公的サービスと、「今だけ、ここだけ、私だけ」を求める個の志向で購入される旅行サービスでは、視点が異なる。そのため、ユニバーサルツーリズムは今後も一定の矛盾を抱えつつも、高齢者社会の進展とともに確実な拡大市場としての地位を得ていくのではないかと予測される。

旅のユニバーサルデザイン化は、4月に施行される障害者差別解消法により、鉄道、航空、宿泊などのハードと合わ

せてサービス提供される事業者の対応と並行して加速するだろう。これまで特殊とみなされてきた「バリアフリー旅行」における移動や宿泊等は、公共部門で本法が遵守されない場合には罰則規定が設けられ、民間企業も障がいがあることを理由に断ることは許されず、代案を示すなどの具体的なアクションを求められるからだ。

さらには、教育から就労、消費活動まで広範にかかること、障がい者認定を受けた人だけが対象とはならないことなどから、2020年の東京五輪をも見据

えて多くの関係者がスピード感をもって対応せざるをえなくなる。今後、障がいを持つ当事者と、旅行会社・サービス事業者との接点が増える分、両者間のある程度の摩擦が想定されるが、今こそ建設的に親密な信頼関係をつくり上げる絶好の機と捉え、両者歩み寄る道が選ばれるべきだろう。

すなわち、本法の施行はサービス提供者に積極的な関与を求め、さまざまな不自由を抱えた人の旅を全面的にサポートし、市場拡大のみならず、その認知度を強力に押し広めるとと思われる。